

基礎研修(児童発達支援管理責任者)における実務経験について

1号

相談支援の業務その他これらに準ずる業務に従事した期間
(対象となる施設・事業は別添2参照)

1号(相談支援業務)と2号(直接支援業務)の
対象施設が異なるところがあるので、注意してく
ださい。

2号

- ・社会福祉主事任用資格者(社会福祉士、精神保健福祉士含む)
- ・ホームヘルパー養成研修2級課程等の修了者
(介護福祉士、介護職員初任者研修修了者、実務者研修修了者含む)
- ・児童指導員任用資格者
- ・保育士
- ・精神障害者社会復帰指導員等任用資格者

が、直接支援業務に
従事した期間
(対象となる施設は別
添2参照)

3号

- 1号の期間のうち、次に掲げる施設等における期間
- ・老人福祉施設、救護施設、介護老人保健施設、地域包括支援センター
その他これらに準ずる施設
- 2号の期間のうち、次に掲げる施設等における期間
- ・老人福祉施設、介護老人保健施設、療養病床に係るものその他これらに
準ずる施設の従業者
 - ・老人居宅介護等事業その他これらに準ずる事業の事業者
 - ・特例子会社、助成金受給事業者その他これらに準ずる施設の従業者

1号と2号に
該当する期間を
通算して、
3年以上

かつ

上記(1号+2
号)の期間から3
号の期間を除い
た期間
1年以上

4号

2号に掲げる施設等(別添1参照)の従業者であって、上記2号に掲げる資格を有しない者が直接支援業務に従事した期間



4号に該当する期間

6年以上

かつ

上記(4号)の期間から5号の期間を除いた期間

1年以上

5号

4号の期間のうち、次に掲げる施設等における期間

- ・老人福祉施設、介護老人保健施設、療養病床に係るものその他これらに準ずる施設の従業者
- ・老人居宅介護等事業その他これらに準ずる事業の事業者
- ・特例子会社、助成金受給事業者その他これらに準ずる施設の従業者

6号

下記の資格に基づき、その資格に係る業務に従事した期間

- | | | |
|-------|--------|----------------|
| ・医師 | ・理学療法士 | ・言語聴覚士 |
| ・歯科医師 | ・作業療法士 | ・あん摩マッサージ指圧師 |
| ・薬剤師 | ・社会福祉士 | ・はり師 |
| ・保健師 | ・介護福祉士 | ・きゅう師 |
| ・助産師 | ・視能訓練士 | ・柔道整復師 |
| ・看護師 | ・義肢装具士 | ・栄養士(管理栄養士を含む) |
| ・准看護師 | ・歯科衛生士 | ・精神保健福祉士 |



6号に該当する期間

3年以上

かつ

1号、2号及び4号に該当する期間から3号、5号の期間を除いた期間

1年以上

国家資格等による業務に3年以上従事している者は、相談支援業務及び直接支援業務の実務経験が1年以上となっているが、国家資格等による業務に従事した期間と相談支援業務及び直接支援業務に従事した期間が重複している場合は、どちらもカウントしてかまわない。例えば、国家資格等による業務が相談支援業務となる場合は、4年の実務経験ではなく3年以上の実務経験で良いこととなる。(H18.6.23 Q&Aを参考)

※1年以上の実務経験とは＝業務に従事した期間が1年以上で、かつ、実際に業務に従事した日数が1年あたり180日以上であること。